

第32回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年2月26日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1 番 妹 尾 伸 二

2 番 嵯 峨 弘 巳

3 番 押 切 秀 志

4 番 新 井 功 仁 恵

6 番 阿 部 栄 子

7 番 篠 原 弘

8 番 齋 藤 晃 佳

9 番 谷 口 正 明

11番 工 藤 均

12番 百 々 栄 二

13番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 埴 見 堅

農地係 前 田 一 成

5 議 事

- | | | |
|---------|---------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 2 条の規定による賃借料情報の提供について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 号 | 農地法施行規則第 2 9 条第 4 号の規定による申出について |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 号 | 贈与税納税猶予の継続に係る証明について |
| 日程第 1 4 | 議案第 8 号 | 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について |
| 日程第 1 5 | 議案第 9 号 | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第32回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

議長

本日は第32回総会にご出席くださいましてありがとうございます。

総会前に皆様方の貴重なお時間をいただき、長年浜中町農業委員として活躍されました前農業委員会会長である梅原さんの功績を全員でお祝いできたことを大変嬉しく思っております。本当におめでとうございました。

今年の冬もあと少しとなりました。例年になく温かい2月も残りわずかとなり、春がすぐそこまで近づいております。今春から行う農地転用許可を不要とする特例の適用を受けようとする申し出の第1号が動いております。また経営基盤強化促進事業による利用権設定の申し出も3件ほど上がってきております。雪解けを待って一気に忙しくなるかと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

本日は、報告が1件、議案が8件提案させていただいております。慎重審議をお願いして、開会のあいさつとさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、6番阿部委員、7番篠原委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

2月3日、「令和7年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会」が釧路町で開催され、白川会長ほか委員11名、事務局1名が参加しております。

北海道農業会議の職員より、農業者年金制度の内容について説明が行われております。

2月6日、「浜中地区国営農地再編整備事業推進期成会定期総会」が茶内支所で開

催され、白川会長が出席しております。

2月17日、「農地転用に係る現地調査」を姉別地区で実施し、谷口委員、押切委員、百々委員、事務局2名で調査を行っております。

対象地については、〇〇〇〇氏の所有地でございますが、〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇を建設するための現地確認でございます。

詳細については、議案第5号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

2月24日、「令和7年度農地転用許可及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場」が茶内支所でWeb開催され、農林課農業振興係布川係長、佐藤主査とともに埴見係長が受講しています。

2月25日、「ブロック別農地業務担当職員研修会」が茶内支所でWeb開催され、農林課農業振興係布川係長、佐藤主査とともに埴見係長と前田主事が受講しています。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項及び第4項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。また、意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴くこと」とされております。

本案は、第28回総会において審議がなされました農地転用許可申請2件に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇〇〇〇）の増築及び〇〇〇〇〇〇建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和〇年〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇月〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

整理番号2は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇（〇〇・〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇）建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行ってい

		たものですが、令和〇年〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇月〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。 以上、ご報告申し上げますのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。
議	長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 それでは、報告第１号の質疑を行います。本案については、整理番号１で〇が浜中町農業委員会会議規則第１０条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。 議案審議の順番につきましては、整理番号１の質疑、採決を行い、続いて整理番号２の審議に入りたいと思います。 私は、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、嵯峨職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。 (〇〇退席) (議長交代)
議	長 (職務代理)	それでは、引き続き会議を行います。 これから整理番号１の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長 (職務代理)	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号１を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長 (職務代理)	異議なしと認めます。 よって、整理番号１は、原案のとおり承認されました。 ここで議長を交代いたします。 (〇〇入室) (議長交代)
議	長	それでは、引き続き会議を行います。 これから整理番号２の質疑を行います。

	質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。
	日程第7 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法第18条では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されており、「その解約が行われた場合には、農業委員会にその旨を通知をしなければならない。」とされております。 本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は浜中東〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われます。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。
農 政 係 長	(詳細説明あるも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから議案第1号の質疑を行います。 質疑ありませんか。

	1 番妹尾委員。
妹 尾 委 員	これ基盤強化法で賃貸借してますが、どちらが解約を申し出たのですか。これは簡単に解約できるものなのですか。
事 務 局	解約につきましては、基盤強化法と農地法どちらも途中の解約は可能です。借主の〇〇さんから解約の申し入れがあり、〇〇さんが承諾したという形になっております。
妹 尾 委 員	どちらかが断ったらどうなるのか。
事 務 局	これは制度上双方が承諾し、双方納得した上で解約が行われるので、どちらかが断った場合、成立しないと思われます。
妹 尾 委 員	わかりました。
議 長	ほかにありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第 1 号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。
	日程第 8 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法第 3 条第 1 項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合は、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。 本案は、売買による権利の移転 1 件、賃貸借による権利の設定 2 件、使用貸借に

よる権利の設定1件の許可申請でございますが、整理番号1は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は姉別南〇線〇〇番、〇筆、面積〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇氏に売買による権利の移転、整理番号2は、熊牛西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は熊牛西〇線〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を熊牛西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、整理番号3は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇氏所有地、対象地は浜中東〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を霧多布西〇条〇丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、整理番号4は、茶内〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内〇線〇〇番〇、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇. 〇〇㎡で、この土地を茶内〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前 田 主 事

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1について、3番押切委員お願いします。

押 切 委 員

補足説明させていただきます。整理番号1は、〇〇〇〇氏所有の農地を〇〇〇氏が買うもので、家族と共に積極的に農業経営をしているので、売却することに問題ないと考えます。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号2及び3について、12番百々委員お願いします。

百 々 委 員

整理番号2ですが、この農地は〇〇〇〇と接しております。また〇〇〇〇は労働力も十分ありますので、効率的に作業できると思われますので、許可することに問題ないと考えます。

整理番号3ですが、〇〇〇〇の牛舎が〇〇〇〇にあって、牛舎周辺は放牧地だけの利用となっております。採草地は、今回借りられる〇〇〇〇にあります。労働力も十分にあり効率的に作業できると思われますので許可することには問題ないと考えます。

議 長	ありがとうございました。 次に、整理番号4について、2番嵯峨委員お願いします。
嵯 峨 委 員	〇〇さんは、現在和牛を生産しておりまして、この度後継者であります、〇〇の〇〇さんに経営移譲することになりまして、同時に農地のすべてを使用貸借で貸し付けるものであります。 〇〇さんもこれまでも〇〇さんと一緒に和牛の生産を行っており、農地のすべてを効率的に利用されておりましたので、許可することに問題ないと考えます。
議 長	ありがとうございました。 これから議案第2号の質疑を行います。 整理番号1について質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3について質疑を行います。 質疑ありませんか。 1番妹尾委員。
妹 尾 委 員	〇〇さんの土地の中にD型ハウスが農地にはみ出していますが、そこに対する指導は今回賃貸借するときにはしていますか。
事 務 局	こちらについては、〇〇さん個人に対しての指導は行ってはおりません。今後令和8年度で重点的に手続きがされていないところを整理して行くということで計画しております。その中でご本人と連絡を取って整理したいと思っております。
妹 尾 委 員	申請が上がった段階で事務局はチェックはしないのか。
事 務 局	チェックはしましたが、今回の場合、前任の方が使っていた面積と金額をそのまま引き継いでいただくということなので、令和11年までは同じ内容で引き継ぐと

	いうことで作業を進めました。
妹 尾 委 員	新たな借主に対して失礼にあたりませんか。使えないところを貸しているということになるのではないか。そのことについてどう考えていますか。
事 務 局	ご指摘のとおりだと思いますが、事務局としては今まで貸していた〇〇さんが、整理することによって面積が減り賃料に影響があるのではないかと、そういうこともありまして、今回はそのまま契約を引き継ぐということにいたしました。
妹 尾 委 員	そういう考え方なら仕方ないですけど、契約が続いている途中で変更するっていうものはなかなか難しいので、契約が変わるときに整理してやらないと借りる側も余計なお金払うことになるので、その辺ルールなりを作ってやっていかないと、こっちではして、こっちではしないってことが出てくるので、その辺事務局に申請上がってきた段階で気を付けていただけると助かります。
事 務 局	今後気を付けます。〇〇さんについては令和 1 1 年の期限が来た時には、他にも貸している土地もあわせて賃貸借を継続するのか、売買するのかは決まっておりますが、いずれにしても〇〇〇〇を通す形になるかと思うので、その時は整理することとなると思いますので、その時までにはご本人に説明しておくことをしたいと思います。
妹 尾 委 員	わかりました。
議 長	ほかにありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 4 について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第 2 号を採決いたします。お諮りします。 整理番号 1 は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 2 を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 3 を採決 いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 3 は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号 4 を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号 4 は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 3 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第 3 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、
提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第 6 条では、「農地若しくは採草放牧地を所有する農地所有適格法人、又は
その法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供し
ているものは、毎年、事業の状況その他省令で定める事項を農業委員会に報告しな
ければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法で定める
農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1 点目「形態要件」として、農事組合法人、株式会
社または持分会社のいずれかに該当しているか、2 点目「事業要件」として、法人
の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、その売上が全体の 5 0 %

を超えているか、3点目「議決権要件」として、農地提供者、農業常時従事者、農業委託者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員であるかとなっております。

本案は３件の報告でございますが、整理番号１は、厚岸町乙幌〇番地、〇〇〇〇
〇〇〇〇、整理番号２は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整
理番号３は、姉別北〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。

いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 | (詳細説明あるも省略)

議	長	事務局より提案理由の説明が終わりました。
		それでは、これから議案第３号の質疑を行います。
		整理番号１について質疑ありませんか。

1 番妹尾委員。

妹尾委員	〇〇〇〇さんですが、〇〇の〇〇さんが法人として〇〇パーセントの議決権を持っていて、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇も法人だからよいと思いますが、〇〇さんがおそらく〇〇で議決権の〇〇パーセント持っている。これはどうなのか、農業者として認めていいものなのか、他にもあちこちにあるから仕方ないだろうけど、どうなのでしょう。
------	---

事 務 局	議決権要件の部分でいいますと、要件が農地提供者、農業従事者となっております。〇〇さんについては、農業に従事者の中には、さらに農作業の従事者というのがあります。〇〇さんについては、農業に携わっている、例えば農業経営だの、事務を取り扱っている、そういう方も農業従事というふうに扱うとなっております。関係資料の役員要件にあります、〇〇さんの欄を見ると、農業従事の日数〇〇〇日で農作業は〇になっております。ですからおそらく〇〇さんについては、農作業は行っていないが、農業経営には携わっているということで、この日数になっている。制度上は問題のないことだと思います。
-------	---

妹 尾 委 員 この〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇パーセント持っているのは、これ必要なのか。これ〇〇さんが持っている会社ですよね。

事務局	そこまでは、把握していません。
妹尾委員	番地まで同じだから多分〇〇が持っている、調べると〇〇さんが出てくる。これ分ける意味っていうのは、会社が違うから分けているのか。
事務局	分けているのは、農作業だとか農地を提供していないという部分で、農業に直接関係していないので（２）の方に記載して分けているのだと思います。
妹尾委員	〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方は何も調べる必要がないんだからいいんだけど、ここに例えば外国籍が沢山いるだとかとなると、今の制度では問題ないのか。議決権の〇〇パーセント持っている方だけ国籍情報があるわけで、こっちの〇〇パーセントは何もないから別にいいのか、そこに外国籍が沢山いてもいなくても大丈夫なのか。
事務局	いいかどうかといわれれば、どちらなのかわからないという答えなんですけど、妹尾さんおっしゃったように、農業関係の方が半分以上株を持っていれば成り立つという農地所有適格法人の制度なので、この法人については、農地所有適格法人の要件を満たしているというふうに判断すると思います。
妹尾委員	この〇〇パーセントの方の国籍条項はないのか。
事務局	今のところは、申し訳ありませんが、そこまでは把握しておりません。
妹尾委員	わかりました。
議長	ほかにありませんか。
各委員	（質疑なしの声）
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号２について質疑を行います。 質疑ありませんか。
各委員	（質疑なしの声）
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号３について質疑を行います。 質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第 3 号を採決いたします。お諮りします。

整理番号 1 は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号 2 を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号 3 を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号 3 は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 4 号 農地法第 5 2 条の規定による賃借料情報の提供についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第 4 号 農地法第 5 2 条の規定による賃借料情報の提供について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第 5 2 条では、「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を適切に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とされております。

本委員会では、令和 7 年 1 月から 1 2 月までに、農地法第 3 条及び農業経営基盤強化促進法により、農地の賃貸借契約がされた賃借料のデータを収集し、最高額、最低額、平均額を算出し、これを町広報誌及び町ホームページにて公表しようとするも

のでございます。

以上、提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番妹尾委員。

妹 尾 委 員

農地法3条ということで理解してよろしいでしょうか。

事 務 局

はい、そのとおりです。

妹 尾 委 員

あとこれ情報を提供するだけで、例えば農業委員会としての見解ってわけじゃないですけど、改善点みたいのも載せなくていいのか。農業委員会何やってんのよっていわれないですか。こんなに格差があって、例えばもう円滑化事業なくなったから仕方ないですけど、円滑化事業で借りてるところがこんなに安く借りれるのに、お前たち何やってたのよっていう話にならないですか。なぜこういういい制度をお前たちはなくしたのよって、何をやってんだっていう批判は出るんじゃないですか。そこに対して何かこう農業委員会からの意見でも下の欄に入れておかないと、国にかなり要望したんですけど、国の独断で円滑化事業が廃止されたんで仕方ありませんとか書けないですか。パッと見たら何やってんのあなたたちって普通の人は思うと思います。

公表するのは、今いろんなもの公表しなければならない時代だから構いませんが、農業委員会からの意見みたいな載せとかなないと、本当に必要ないべや農業委員会なんて何にもできないやつらって言われかねないと思います。3条で賃貸借するとこんなに高くて、基盤強化でやると安くて、まして旧円滑化でやるととても安く土地が借りられるのに、何にも農業者のためにならないぞみたいなことは言われないか。まあ土地を持ってる人のためにはなってるかもしれないですけど。

議 長

今この農地法の絡みで行くと、3条が残っている以上、土地を持っている人の権利を保証するというのも片側にはあると思うんですよ。ただ、農業委員会の立場としてはなるべく高低差がないようにっていう努力はするし、3条でやるとしても市場値ではこれくらいの値段ですよといって説明しつつやっていますが、それでも誰かに貸さないとか、この値段でも借りたい人にしか貸さないとか、そういう問題は

どうしても出てくるので、防ぎきれないという部分があります。

今回の賃借情報の提供ということで行くと、ある数字を提供するしかない、例えばこの最高額が4,300円だから、高いからもう少し修正するということとはできないですし、これは実質農地法並びに経営基盤強化法でやった数字を載せるしかないので、現状としては。ただ、賃貸借なり売買の申し込みが出たときには、そういう説明をして、今後おそらく公社を通す形でいくと、当然売買については、俺この値段でしか売らないっていても、そうはなりません。1,500万控除の関係だとか、その辺が出てきて、そこがすこし制約かかるのかなっていう気はしています。

妹 尾 委 員

そうではなくて、農業委員会の仕事として、成果じゃないですけど、このままボンと出しちゃうと批判が出るんじゃないですか。せめて農業委員会としては、こういう努力をしてこうしましたがこういう結果ですっていうのを添付したほうがいいんじゃないですか。それじゃないと本当に知らない人が見たら、おかしくないかって普通に考えますよ。農業委員会としてはそういうのがわかるから別にまあこんなもんだって思うけど、一般の人も情報を見れるわけですから、そういう意見も聞きますし、何やってんの農業委員会って、こんなに差でってというのが、まあ大体いうのは一般の人ですが、農業委員会もそういう努力をしておりますと書いておいた方が語弊がなくていいかなと思うんですけど、そういうの書きちゃダメなんですか。

事 務 局

日頃申し出があったときには、農地法だと特にいくらでやればいいかわからないというふうに聞かれますので、お客さんに対しては、一応標準的な金額は提示しています。決まっているわけではないけども農業委員会が標準額として定めているのは、いくらぐらいですよっていうふうに伝えています。そして、それじゃないとダメなのってやっぱり聞かれますよね、そうなったときに農地法でやるときは、必ずそれでやらなきゃいけないというわけではないというふうに答えています。

ある程度の説明をして、そしてなおかつ申請があったものに対しては、事務局としては、それ以上はいえないし、農業委員会の総会においても、やはりそういう意味でもって皆さん議決されているのかなと思います。

妹尾さんがおっしゃったことを追加して一言農業委員会の考えを書いたらどうなのということですが、こちらについては、事務局の一存では決められないことから、今こうやって総会の場で妹尾委員が提案されているわけですから、それについて委員の皆さんで審議して、どのような内容を載せるとか、まずは載せる載せないということと、載せるとしたら、どのような内容というふうに決めていただければ、事務局の方ではあとはそれに従って文章を整理して載せていくという形にしたいと思います。

ですから、今こうやって提案していただいていますので、議長皆さんに諮っていただければと思います。

議長 　ただいま妹尾さんの方からこの賃借料情報の内容について、農業委員会としての意見なり、やってきた活動を付け加えた中で情報提供をした方がいいんじゃないかという提案がありました。まずこの提案を載せるか載せないか、載せるとしたらどういう内容を載せるかについて協議していただきたいと思います。

　まず、賃借料情報について農業委員会の立場なり、やっていることについて載せた方がいいと思われる方、何か意見があればそれを含めてどうですか。

　6番阿部委員。

阿部委員 　農業に従事していない立場のものが見るにあたって、やはりそういうコメントがあると、分かりやすいのではないかと思います。

妹尾委員 　正直、僕らも思うのは、皆さん農地のこういう情報っていうのは、見てもなぜかっていうのはわからない人がほとんどだと思うんですね。

　円滑化事業がどういったものであったとか、いい部分、悪い部分を載せるというのはあまり良くないんで、いい部分をできればその基盤強化促進法で農地の賃貸借売買をしてもらえると安くできるとかっていうことを農業委員会も常日頃努力していますみたいなことを載せておかないと、181筆の3条で高い取引ばかりして、お前たち何やってんのよって思われかねない、それは農政部会ででもちょっとどういったことを載せるか検討して、それから載せたら間に合わないのですか。

　これは広報に3月号に載せるのですか。

事務局 　3月の広報に載せる予定です。

妹尾委員 　だったら今年はどうしようもないので、次年度からでもそういったことをしないと、町の人から農業委員会何やってるのっていわれるっていうのは、実際そういう詳しい人はなんか色々見ているので、なんでそんなに違うのよとっていう人もいるんで。

議長 　問題は平均額じゃなくて最高額なんです。なんでそんなに高い金額で、賃借料で行われているんだと。それは、一概に全部ダメってわけじゃなくて、金額高くなるのはやむを得ない場合もあるんですけど、全体も浜中町が推奨している金額というのは、1ヘクタールで2,600円なので。

嵯峨委員 　農地法と基盤強化法っていうものの違いっていうものをきちんと明記して、農地法3条というのは、本人同士での相対で話し合いをして決定した金額で、基盤強化法については、購入価格の2パーセントの賃借料という規定のもとで、この金額に

		なっていますっていうような注釈的な説明をすれば、この違いというものと法律の違いっていうものの自体が理解できるものではないかと思います。
議	長	確かに円滑化団体の賃借料というのは当然売買価格の基準になるので、農地法とは全く違います。
嵯峨委員		わからない人が見たら農地法と基盤強化法がどういう違いがあって、どういう制度の違いなのっていうのが、まずそこがわからないので、その制度についての注釈的なものを下を書いておけば、ちょっとはわかりやすいと思います。
議	長	これについては、次年度にかけて農政部会で諮ってみてください。
妹尾委員		ちょっとあまりにも誤解を招く不親切な情報でしかないから、それで農業委員やって、なんでっていわれても、僕らも、お前ら何やってんだよっていわれてもムッとするしかないんです。
議	長	ただ、農地法の場合は相対で当事者同士で決めてるってこともあるものだから、そこについて否定するわけにいかない、そういうのも含めて、今後どうするかについては、来月農政部会ありますよね、その中でもんでみます。経過等については委員会に報告して、今後どうするかについても、報告したいと思います。それでよろしいでしょうか。
妹尾委員		わかりました。
議	長	ほかにありませんか。
各委員		(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第４号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。
日程第１１ 議案第５号 農地法施行規則第２９条第４号の規定による申出につ		

いてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第5号 農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法施行規則第29条第4号の規定では、農地転用許可を不要とする特例の適用を受けようとする申出があったときは、農地法関係事務処理要領に基づき農業委員会が「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないか検討」し、「必要に応じて、土地改良区その他の関係者の意見を聴く」ものとし、確認の結果、農地転用許可を不要とする特例が適用されると判断した場合は、都道府県の農地担当者にその判断の適否について意見を聴き、農業委員会の判断が適当である旨の回答があったときは、本特例が適用される旨を申出者に通知するとされております。

本案は1件の申出でございますが、整理番号1の申請者は、姉別〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇、〇〇〇）の建設のため、関係農地〇〇筆、面積〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡のうち、〇万〇、〇〇〇．〇〇㎡を転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、押切委員、谷口委員、百々委員、事務局2名により、2月17日に実施しております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前田 主事

議案第5号についての詳細説明をさせていただきます。

議案27ページ、関係資料20ページをお開き下さい。申請者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。

28ページ、農業用施設を設置する者の氏名は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、農業経営改善計画認定年月日は令和〇年〇〇月〇〇日となっており、33ページに農業経営改善計画認定書の写しを添付しております。転用に係る土地の所有者は〇〇〇〇さんで、転用に係る土地の所在は28ページに記載のとおりです。施設の配置等につきましては、34ページには転用位置図、35ページには面積求積図、36ページには施設配置図を添付しております。所在地の場所は関係資料27ページをご確認ください。

29ページの転用計画として経営規模拡大により、〇〇〇〇〇（※〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇）を建設するものであり、現有施設との効率利用を考慮し本申出地を転用するとなっております。〇〇〇〇〇〇の※については、30ページの備考に過去に転用された土地にまたがって転用する旨を記載しております。転用の時期及び転用の目的に係る事業又は、施設の概要について工事期間は許可日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっており、〇〇〇〇〇〇〇棟、〇〇〇〇棟の計〇棟を建設予定です。

31ページに移ります。農地法売渡は該当なし。農地法適用関係は令和〇年〇月〇〇日より農地法第3条使用貸借となっております。土地改良事業等は該当なし、

農業振興地域整備計画との関係はどちらも地域内となります。経営農用地は記載のとおりです。

３２ページ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがないかについては現地調査にて、現地調査に当たった委員さんによりいずれも該当なしと判断されております。

以上で議案第５号の詳細説明を終了します。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから議案第５号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

１番妹尾委員。

妹尾委員 地番〇〇の〇はもうすでに転用されてるところなんですか。
３６ページの図面で赤いところから少しはみ出てる建物あるじゃないですか、〇〇の〇は既に転用許可済みのところですか。
何も使われていないのか。

事務局 図面ですが、古い航空写真でして、建設中のところが見えると思いますが、そこが完成してしまして、さらにその下に同じ建物が建っています。

妹尾委員 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第５号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第６号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第 16 条では、「農業委員会は、認定農業者又は認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があつた場合には、当該申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買による 3 件の利用権設定の申出でございますが、

整理番号 1 は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡について、売買による利用権の移転、整理番号 2 は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡について、売買による利用権の移転、整理番号 3 は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡について、売買による利用権の移転でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 6 号の質疑を行います。

整理番号 1 について、質疑ありませんか。

8 番齋藤委員。

齋藤 委員

この〇〇さんて〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇さんとは関係ないのですか。

議 長

親子です。

齋藤 委員

親子だけど土地を手放したい、こんな牧場の隣にあってですか。

妹尾 委員

家庭の事情でいろいろまして、相続すると土地がばらけるかもしれないので、売買しないとどうしようもないということです。

齋藤 委員

買い先はもう決まっているということですか。

妹尾 委員

協議してからです。

齋藤委員

わかりました。

議長

ちょっと今までにないパターンで、相続ができるできないって問題は、家庭的な問題なので、我々が踏み込むことはできないので。
ほかにありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。
よろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
整理番号1については、農地部会の方々を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
それでは、農地部会の方々に調整をお願いいたします。

次に、整理番号2については、農地部会の方々と地元委員として工藤委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

それでは、整理番号２は、農地部会の方々に調整をお願いいたします。

次に、整理番号３については、農地部会の方々にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

それでは、整理番号２は、農地部会の方々に調整をお願いいたします。

日程第１３ 議案第７号 贈与税納税猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第７号 贈与税納税猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

租税特別措置法第７０条の４第１項では、「農業を営む個人が、その農業に供している農地及び採草放牧地を、推定相続人の内の一人の者に贈与した場合には、相続税法第２８条第１項の規定による申告書の提出により、納付すべき贈与税については当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。」と規定されております。

また、同条第２７項では、「納税猶予の適用を受ける受贈者は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して３年を経過するごとに、引き続いて納税猶予の適用を受けたい旨及び適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。」と規定されており、届出書の提出にあたっては、農業委員会の証明が必要とされております。

今年度の対象者は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、〇名で、前回証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから議案第７号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第8号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

地方税法附則第12条第1項では、「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する受贈者に対して課する不動産取得税については、その規定の例によって徴収を猶予するものとする。」と規定されております。

また、同条第2項では、「所定の手続きについては、租税特別措置法の規定を準用する。」とされており、先ほどの贈与税納税猶予の継続と同様に農業委員会の証明を行った上、北海道知事に届出書を提出することとなっております。

今年度の対象者は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、ほか〇名で、前回証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。

	質疑ありませんか。
	1 番妹尾委員。
妹 尾 委 員	贈与税納税猶予には2 番、3 番は出てこないのですか。
事 務 局	贈与税の納税猶予制度の中で、相続時精算課税制度というのが平成1 5 年からできまして、平成1 5 年以前にこの納税猶予の手続きを行った人たちは、贈与税も不動産取得税もどちらも3 年に一度の農業経営を行っている証明が必要なんです が、平成1 5 年以降、その手続きを行った人は、皆さん相続時精算課税制度を選択 されました。相続時精算課税制度というのは贈与者が亡くなったときに贈与税の計 算をする制度なので、不動産取得税については2 番、3 番については関わってこ ないということもあります。
妹 尾 委 員	わかりました。
議 長	ほかにありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3 の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第8 号の採決いたします。お諮りします。 整理番号1 について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1 は、原案のとおり可決されました。 次に整理番号2 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。
次に整理番号３を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号３は、原案のとおり可決されました。

日程第１５ 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長

次回総会について、３月２７日、金曜日、午前１０時００分からを提案します。

議 長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、３月２７日、金曜日、午前１０時００分からということでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、３月２７日、金曜日、午前１０時００分からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第３２回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時15分

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白 川 英 之

浜中町農業委員会

6 番 阿 部 栄 子

浜中町農業委員会

7 番 篠 原 弘